

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 4 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380005

研究課題名(和文) インドネシア・オランダ裁判制度改革の比較：法の移植と経路依存的発展の実証的分析

研究課題名(英文) Comparison of court reform in Indonesia and the Netherlands: Empirical Analysis of Legal Transplant and Path Dependent Development

研究代表者

島田 弦 (Shimada, Yuzuru)

名古屋大学・国際開発研究科・教授

研究者番号：80410851

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、オランダとそのインドネシアの司法・実務の変化を歴史的に比較検証し、インドネシアの司法制度の発展と改革について考察した。特に法制度の発展は外部からの法と法制度の移植を契機とする「法の移植」論と、初期条件に規定される法制度の経路依存性という比較法方法論を用いた。研究成果は、オランダからの司法制度を含む、法令/法制度の移植が、現在のインドネシアにおける法の発展に与えた影響を明らかにした。特に裁判官人事制度については、制度として導入されたオランダ型官僚的司法制度と植民地特有の事情(原住民差別、法曹人材不足、法多元性)とが原住民裁判官のキャリアに大きな影響を与えたことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research project aims to examine the historical development of judicial system in the Netherlands and Indonesia and to argue development of Indonesian judicial system. This research employs two methodologies of comparative law, namely "legal transplantation" which focus to transplantation of law and legal system of outside as a trigger of legal development, and "path dependency of law" which consider the legal development is defined by initial condition. By these methods, the project presents the impact of the transplant of law/ legal system including a judicial system from the Netherlands to Indonesia upon the legal development of independent Indonesia. Above all, regarding the recruitment and promotion system of the judge, the Dutch bureaucratic judiciary as an imported system and specific circumstances in its colony (prejudice against the indigenous population, insufficient judicial human resources, legal pluralism) affected significantly to the career of indigenous judges.

研究分野：基礎法学

キーワード：インドネシア法 比較法 法の移植 開発法学 オランダ法

1. 研究開始当初の背景

異なった国の法令を比較する静的な比較法ではなく、ダイナミックな法の変化を考察する比較法の有力な方法論として「法の移植 Legal transplant」論がある。特に、法の発展の契機は法の移植であるとするワトソン Alan Watson の主張は 1990 年代以降、再度注目されている。また、法の変化において重要な要素となるのは経路依存性である。新制度学派の立場によると、法は権利義務関係の安定性と予測可能性を提供することが主要な機能であるため、過去の制度が将来の選択肢を拘束する傾向が強い。また、非公式な規範(informal institution)はより変化しにくく、公的な法規範(formal institution)の変化を制限する。したがって、法の発展において、その初期条件の解明は重要である。本研究計画では、オランダおよびインドネシアにおける司法制度の発展を比較することにより、比較法方法論として「法の移植」論と経路依存性を実証的に検討することを目的とする。

インドネシアはオランダによる植民地統治を通じて、司法制度を含む種々の近代的諸制度の移入を受け、それを独立後に引き継いだ。したがって、インドネシア司法制度の初期条件として、オランダ法の影響とその程度を明らかにする必要がある。

現在、インドネシアでは経済発展に向け、「法の支配」と「法の確実性」の整備が重要な課題となっている。しかし、日本を含む国内外からの援助・取り組みにかかわらず、順調ではない。特に、司法制度における人事制度、事件管理、訴訟指揮が裁判の質および迅速性の障害になっていることは、後述の申請者による研究報告書に指摘したとおりである。

他方、オランダは 19 世紀初頭のフランスによる支配を契機にフランス司法制度を移入した。そして、それがインドネシアに移植された。フランス司法制度の行政的官僚主義の問題はすでに指摘されているところであるが、オランダについての国外での研究は非常に少ない。したがって、オランダ司法制度について、いかなる問題が指摘されているかを明らかにする必要がある。

以上のように、初期条件としてインドネシアは、オランダと類似の制度を有していると同時に、オランダにおける問題点がインドネシアにおいても共有されていると考えられる。したがって、オランダが現在のインドネシアで指摘されているような問題点をどのように改善してきたのか、または、していないかが、現在の司法制度改革のために重要な基礎的知見となる。

インドネシアの司法制度に関する代表的な研究としては、古典となっている Lev による宗教裁判所の研究の他、Bedner による行政裁判所の研究、また Pompe による最高裁判所の研究をあげることができる。ただし、いずれの研究も政治学的分析が主たる内容

である。これは、インドネシア司法制度が行政権に対して相対的に弱体であり、政治的影響力を受けてきたことを主な理由とする。最近の Harding=Nicholson でも同様である。しかし、1998 年の民主化以降、法制度面では司法の独立が強化されるており、そのため、裁判所自体の能力がいっそう問題となっている。申請者が現在、客員研究員となっているインドネシア法研究拠点であるライデン大学法学部でも、裁判官の異動制度など裁判制度実務に関する研究が行われている。

2. 研究の目的

本研究は、インドネシアおよびオランダの司法制度および司法実務の変化を歴史的に比較検証することにより、インドネシアにおいて実現しうる司法制度の発展および改革について考察することを目的とする。この研究計画では、法制度の発展は外部からの法および法制度の移植を契機とする「法の移植」論と、初期条件に規定される法制度の経路依存性という、比較法の方法論を実証的にことを目的とする。すなわち、インドネシア司法制度の母型となった、東インド植民地（現インドネシア）へ移植されたオランダ裁判制度実務の問題点、およびオランダにおけるその後の変化と、独立後のインドネシアにおける司法制度の変化を比較しつつ、類似した初期条件に規定された法および制度の発展について比較分析することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究計画では、上記課題を実証的に研究するため、インドネシア裁判実務のうち、(1) 裁判人事制度（判事の任用および異動）、(2) 訴訟指揮（公判および尋問の方法、判決執行）に(3) 裁判組織制度（行政との関係、審級制度）に焦点を当てる。(1)および(2)は、法務総合研究所委託研究で留意すべき点として明らかになったことである。(3)は、民主化以前から司法の独立との関係で論じられてきた政治的問題である。しかし、たとえば欧州においても行政と司法、あるいは上級裁と下級裁との関係は多様であり、初期条件と経路依存を検討するために適切な論点となる。本研究計画では、まず、オランダ植民地期における東インド植民地（現インドネシア）の裁判実務制度、独立後の変化および問題点を明らかにする。次に、オランダにおける 19 世紀から 20 世紀初頭にかけての裁判実務制度、その後の変化および背景について明らかにし、その上でインドネシアと比較分析することにより、裁判制度・実務の初期条件および経路依存について理論的に考察することを目標とする。

4. 研究成果

研究の経過

平成 25 年度は先行研究の調査については、インドネシアにおける資料収集を行った。

平成 26 年度は、資料調査について、2014 年 8 月にインドネシア・ジャカルタにある国家公文書館、および 2015 年 2 月に京都大学東南アジア研究センターで行った。研究成果報告として、2014 年 6 月 29 日~30 日にマレーシア・マラヤ国立大学において行われたアジア法研究所(Asia Law Institute) 研究総会について「The roots of bureaucratic judiciary in Indonesia: transfer and promotion of colonial judges in the Dutch East Indies (インドネシアにおける官僚的司法のルーツ：オランダ領東インドにおける植民地裁判官の異動および昇進)」を報告した。また、関連する研究報告として、2014 年 9 月 15 日の名古屋大学法学研究科とロンドン大学東洋アフリカ研究所との合同シンポジウム(於：ロンドン大学東洋アフリカ研究所)において「Status of Islamic law in Indonesian State Legal System (インドネシア 国家法制度におけるイスラム法の地位)」の研究報告を行った。さらに、2014 年 8 月にエルランガ大学(インドネシア・スラバヤ市)において、オランダ・ライデン大学およびインドネシア・マタラム大学の研究協力者を含む、インドネシア法専門家とのワークショップを行った。

平成 27 年度は、主に二つのテーマについて研究を行った。第一に、オランダ植民地期における原住民法曹の養成および司法制度内での位置づけについてである。そして、第二に、現在のインドネシア裁判所における、裁判所行政についてである。第一のテーマについては、オランダ植民地期の裁判官異動資料、原住民裁判官養成機関(バタヴィア法律学校)の資料を元に、原住民裁判官の植民地司法機構におけるキャリアと、オランダ人裁判官のキャリアと比較した。1900 年以降、原住民裁判官の数は増えていくが、その配属先は小規模な地方裁判所であり、そのため複雑な法律問題について経験を積む機会を持たなかったこと、その背景には原住民裁判官は地方での人材不足に充てられたことがある。このことは、現在のインドネシアの裁判官採用にも見られ、裁判官の実地での経験蓄積に影響を与えている。この研究成果については、Asian Law Institute 年次研究総会(台湾)で報告した。

第二のテーマについては、インドネシア・西ヌサトゥンガラ州にある 4 つ地方裁判所(ロンボク島およびスンパワ島)について、非 法曹裁判所職員(書記官など)の業務および採用・昇進、裁判官との関係についての調査を行った。2016 年 9 月のアジア法社会学会(シンガポール)で報告するため研究成果をとりまとめている。

またインドネシアの議会と司法に関する研究報告を欧州東南アジア学会(ウィーン)

で行った。また、インドネシアにおける西洋近代法理論継受を日本と比較した報告を、スイス・フリブル大学で開催された国際会議で行った。この成果は 2017 年に下記のよう

平成 28 年度は本研究課題最終年度として、複数の研究成果を公表した。その成果をベースとして、インドネシア司法の問題点を明らかにするために、新たに法の支配への重要性の一方、学術的な研究の対象となつてこなかった法律関係職(弁護士、公証人、裁判所書記)の研究についても着手し、この研究は萌芽(挑戦)研究として科研費の申請を行っている。本年度に発表した研究のうち、特に本研究課題に関連するものおよびその概要は次の通りである：「インドネシア裁判官任用の変遷：インドネシアにおける官僚的司法のルーツに関する研究ノート」(名古屋大学法政論集)は、2015 年度に学会報告を行った研究を論文化したものである。また、「The Objects of Comparison in the Comparative Study of Constitutional Law: Case studies of transplantation of the constitution in Japan and Indonesia」は、同じように西洋法(特にフランス法)を継受した日本とインドネシアにおける司法制度・法制度の発展を論じたものである。「東南アジア法史研究回顧」(法制史研究)は、タイ、マレーシアおよびインドネシア法の法制史研究の経過および現状を共著で論じたものであり、このうちインドネシア法の部分を担当し、インドネシア法制史研究において法曹・司法に関する研究を分析した。また、今後の発展を目指す研究として、アジア法社会学会(シンガポール)において「The Place of Non-Judicial Staff in the Judicial Administration: Preliminary Research on Court Clerk in Indonesian District Court」を報告した。

まとめ

(1) 法の移植のスタイルとその後の法体制への影響

(a) 司法制度の場合：オランダ植民地下での原住民裁判官登用・昇進・異動の制度は、原住民とオランダ人との区別、植民地における法曹人材の不足、原住民慣習法・文化に対する対立する評価という背景において進められた(島田 2017a)。

(b) イスラム法の場合：オランダによる慣習法研究は、インドネシアにおけるイスラム法と慣習法の区別をもたらした。この結果、イスラム法に関する紛争を扱うシャリア裁判所、慣習法の紛争を管轄する土着法廷、そしてオランダ法をベースとした近代法にもとづき裁判を行う政庁裁判所の多元的司法制度が確立した。植民地行政の近代化、さらに独立に伴い、土着法廷とその制度が公的承認

を受け、同時に日本占領下で、ヨーロッパ人向け司法制度が廃止され、原住民司法手続に一本化されるという変化が現在のインドネシアにおける通常裁判所と宗教裁判所の関係を形成した。

憲法の場合：インドネシアは反植民地民族運動と植民地を母体とする国民国家インドネシア建設の双方を正当化する国家の法的基盤・憲法という矛盾した問題に回答するために、ドイツ歴史法学-オランダ歴史法学-オランダ人研究者による慣習法研究という系譜を経て、ヨーロッパにおける歴史主義・有機国家論とインドネシアにおける伝統的村落統治機構を拡大解釈した制度とを組み合わせた統合国家・家族主義にもとづく憲法を制定した。すなわち、インドネシアにおける独立憲法の制定は、ヨーロッパ近代思想を土着の言葉で記述するという黙示的な法の移植の事例である。

(2) 裁判官採用・異動・昇進のシステム

制度としては大陸法型の官僚的司法制度が導入されたが、インドネシア人(原住民)判事は、主に地方の小規模な裁判所を配転し、他方で大都市大規模裁判所への昇進機会は限られていた。そのため、近代的法制度の運用を行う機会は限られていた。このことは、オランダ植民地期の官報(staatsblad)の情報から各裁判官の移動記録を解明したものであるが、1932年から日本占領直前の1942年までの司法官配置の変化を見ても明らかである(下表)。

	1932年		1942年	
	原住民	オランダ人	原住民	オランダ人
所長	19	39	23	37
臨時員外所長	10	17	17	15
副所長	12	1	14	0
有給判事	23	0	24	0
上級書記	0	2	1	4
書記	16	47	20	36
副書記	30	14	27	14
員外代理書記	206	149	391	93

インドネシア独立後も制度枠組みは維持されていて、新任裁判官は遠隔地・小規模裁判所からキャリアを開始し、大都市・大規模裁判所へと移動/昇進していく。インドネシア最高裁判所は、このような方式が遠隔地における裁判官不足を補うものであると公式に認めているが、裁判所の場所による裁判官の能力差が問題となる。

なお、インドネシアでは書記官が裁判運営に大きな役割を果たす。書記官の異動範囲は、多様であるが、主に狭い特定地域(せいぜい隣の州まで)の異動を低い頻度で繰り返し低い地位で終わる多数の者と、全国的な異動を高い頻度で繰り返し、最終的には大都市または首都の中核的裁判所の首席書記官に上がっていく少数の者との明確に分かれている(インドネシアの各裁判所に公開されている書記官の経歴からまとめた。特に多数の書記官が裁判官と比較して、特定地域に長く勤務し、また当事者と直接接触する機会の多いことが明らかになった。

今後は、書記官だけでなく、一般市民と司法制度のインターフェースとなる公証人や弁護士のビジネスモデル、キャリア、職業観などを明らかに新たに明らかにすべき課題として、インドネシアにおける法の支配についてフィールド調査を含めた法社会学的研究に取り組む。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

1. 島田弦「新刊紹介：松尾弘『開発法学の基礎理論 - 良い統治のための法律学』(勁草書房、2012年)」、『国際開発研究』第22巻第2号、2013年11月。(査読なし)
2. 島田弦「インドネシアにおけるシャリア法適用の変化：アチェ州における事例を中心に」、『社会体制と法』第14号、2014年3月、33-50頁。(査読なし)
3. 島田弦「インドネシア人民協議会の地位および機能 - インドネシアの代議制における『代表』概念の考察」、『アジア法研究』第9号、2016年3月、159 - 172頁。(査読なし)
4. 島田弦・西澤希久男・桑原尚子「東南アジア法史研究回顧」、『法制史研究』、2017年(掲載決定・査読あり)
5. 島田弦(2017a)「インドネシア裁判官任用の変遷：インドネシアにおける官僚的司法のルーツに関する研究ノート」、『名古屋大学法政論集』272号 327-349ページ。
6. 島田弦(2017b)「インドネシアにおける法令の種類、序列および整合性に関する法的枠組み(一)」、『ICD News』70号、95-103頁。(査読無し)

〔学会発表〕(計6件)

1. SHIMADA Yuzuru, "The roots of bureaucratic judiciary in Indonesia: transfer and promotion of colonial judges in the Dutch East Indies" at 11th Asian Law Institute (ASLI) Conference at Kuala Lumpur on 30th

- May 2014. (口頭発表、査読あり)
2. Shimada Yuzuru, "Succession of Judiciary from colony to the Independent Indonesia: The roots of bureaucratic judiciary and its weakness", at 12th Asian Law Institute Conference at Taipei (Taiwan National University) on 21 May 2015. (口頭発表、査読あり)
 3. Shimada Yuzuru, "Democracy and Constitutionalism in Indonesian Constitutional Court: Discussion from the Cases on Education Expenses in the National Budget" at EuroSEAS 2015, Vienna (University of Vienna), 13 August 2015. (口頭発表、査読あり)
 4. 島田弦「ASEAN法とインドネシア法の緊張関係」社会体制と法研究会・研究総会、神戸大学(2016年6月3日)
 5. Shimada Yuzuru, "The Place of Non-Judicial Staff in the Judicial Administration: Preliminary Research on Court Clerk in Indonesian District Court" at Asian Law and Society Association (ALSA) Conference, at Singapore (National University of Singapore) on 22 September 2016.
 6. Shimada Yuzuru, "Concept of 'sovereignty' in Indonesia: Discussing the MPR" in International Workshop "State, Constitutionalism & Citizenship in Southeast Asia" at Kalibaru Cottage, Banyuwangi, Indonesia, on 19 November 2016.

島田 弦 (SHIMADA Yuzuru)
 名古屋大学大学院・国際開発研究科・教授
 研究者番号：80410851

〔図書〕(計3件)

1. 島田弦「インドネシア法」阿部博友・小林成光・高田寛・高橋均・平野温郎編著『世界の法律情報：グローバル・リーガルリサーチ』文眞堂、2016年、31-53頁。(査読あり)
2. 島田弦・桑原尚子「イスラーム法」阿部博友・小林成光・高田寛・高橋均・平野温郎編著『世界の法律情報：グローバル・リーガルリサーチ』文眞堂、2016年、293-304頁。(査読あり)
3. Shimada Yuzuru (2017) "The Objects of Comparison in the Comparative Study of Constitutional Law: Case studies of transplantation of the constitution in Japan and Indonesia" in S. Besson and L. Heckendorn eds. Comparing Comparative Law. Friburgh University. Schulthess, 1970, pp.35-58. (査読有り)

6. 研究組織
 (1)研究代表者